

入間東部広域斎場しののめの里の管理運営に関する基本協定書（案）

「入間東部地区事務組合（以下「甲」という。）」と「〇〇（以下「乙」という。）」とは、入間東部広域斎場しののめの里条例（平成30年条例第17号。以下「条例」という。）第1条の規定により設置された入間東部広域斎場しののめの里（以下「本施設」という。）の管理に関して、次のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者による管理）

第2条 甲は、条例第4条の規定に基づき、本施設の設置目的を効果的に達成するため、乙に本施設の管理運営業務を行わせる。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

2 甲は、本業務が民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と備品からなる。管理施設及び備品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、管理物件を本施設の設置目的以外に使用してはならない。

（指定期間）

第7条 乙に本業務を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 本業務にかかる会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

(業務の範囲)

第8条 本業務及び自主事業の範囲は、業務仕様書に定めるとおりとする。

2 甲は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定により、使用料の徴収及び収納事務を乙に委託する。

(業務実施条件)

第9条 乙が本業務及び自主事業を実施するにあたって満たさなければならない条件は、業務仕様書に示すとおりである。

(リスク分担)

第10条 第8条で定めた業務にかかるリスク分担については、別紙3のとおりとする。

(経理の独立)

第11条 乙は、本業務及び自主事業に関する経理を明らかにするため、独立した経理を行わなければならない。

2 乙は、本業務及び自主事業にかかる経理を区分して管理しなければならない。

第3章 本業務及び自主事業の実施

(本業務及び自主事業の実施)

第12条 乙は、本協定、各年度協定、条例及び関係する法令のほか、募集要項等及び事業計画提案書に従って本業務及び自主事業を実施するものとする。

2 事業計画提案書にて業務仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画提案書に示された水準によるものとし、実施費用はすべて乙の負担とする。

3 乙を構成する各団体は、業務の遂行及び業務の遂行に伴い、共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(第三者による実施)

第13条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務及び自主事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

2 乙が本業務及び自主事業の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

3 乙は、本業務及び自主事業の一部を第三者に実施させる場合、当該第三者をして本協定第16条に規定する事項を遵守させなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、乙は、本業務のうち使用料の徴収及び収納事務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(管理施設の修繕等)

第14条 管理施設の大規模修繕、増改築については、甲が自己の費用と責任において実

施するものとする。

- 2 管理施設の修繕料については、1件につき30万円（消費税抜き）を超えるものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき30万円（消費税抜き）以下のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、緊急を要する修繕の必要が生じた場合には、上記金額の上限にかかわらず甲と乙との間において協議の上、実施するものとする
- 3 乙が負担する修繕料については、年間200万円（消費税抜き）を限度とし、その金額を超える場合は、甲が負担するものとする。また、使用しなかった額を毎年度精算するものとする。

（緊急時の対応）

第15条 指定期間中、本業務及び自主事業の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は、甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

（情報管理）

第16条 乙又は本業務及び自主事業の全部若しくは一部に従事している者若しくは従事していた者は、これらの業務の実施によって知ることができた秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び入間東部地区事務組合個人情報保護条例（平成30年条例第27号）の規定に従い、本業務及び自主事業の実施を通じて取得する個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 本業務及び自主事業の全部又は一部に従事している者又は従事していた者は、その業務について知ることができた個人情報を他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。
- 4 乙は、入間東部地区事務組合情報公開条例（平成30年条例第26号）の規定に従い、本施設の管理について情報公開請求がなされたときは、必要な措置を講じるものとする。
- 5 乙は、管理のために作成した文書を、入間東部地区事務組合文書取扱規程（平成30年訓令第8号）に準じて保存しなければならない。

（自主事業の実施）

第17条 乙は、管理施設の設置目的及び業務仕様書に適合する範囲内においてのみ、事業計画提案書に基づき、自主事業を行うことができる。

- 2 乙は、自主事業による収入を自己の収入とすることができる。
- 3 乙は、自主事業の実施にあたり、地方自治法、条例その他関連法令の定めるところに従い、自主事業の実施に伴う管理施設の使用にかかる使用料（以下「行政財産使用料」という。）を甲に納付する。
- 4 乙の自主事業実施に要する費用（前項の行政財産使用料及び電気料を含む。）は、すべて乙の負担とし、指定管理料及び使用料を当該費用に充ててはならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品の貸与)

第18条 甲は、別紙2に定める備品を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、別紙2に定める備品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 別紙2に定める備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、当該備品を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により別紙2に定める備品をき損又は滅失したときは、甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第19条 乙は、別紙2に定める備品以外で、本業務及び自主事業の実施にあたり必要な備品等（消耗品を含む。）を、自己の費用により購入又は調達し、本業務及び自主事業実施のために供するものとする。

- 2 前項に定める備品等が経年劣化等により本業務及び自主事業実施の用に供することができなくなった場合、乙は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

第5章 業務実施にかかる甲の確認事項

(事業計画書)

第20条 乙は、指定期間開始前の甲の指定する期日までに長期事業計画書（指定期間を通じた本業務及び自主事業に関する実施計画）を作成して甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、乙は毎年9月15日までに次年度事業計画書（案）（本業務及び自主事業に関する実施計画）を作成して甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と協議をしたうえで当該協議内容に従い変更しなければならないものとする。

(事業報告書)

第21条 乙は、毎年度終了後30日以内に、本業務及び自主事業に関し、次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 利用実績（利用者数、使用料金等）に関する事項
- (2) 本業務及び自主事業の実施状況に関する事項
- (3) 収支等の計算書類
- (4) 本業務及び自主事業に対する自己評価に関する事項
- (5) その他、甲が指示する事項

- 2 乙は、毎月末日から10日以内に、本業務及び自主事業に関し、前項各号に示す事項を記載した月事業報告書を提出しなければならない。
- 3 乙は、甲が第35条又は第36条の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 4 乙は、事業報告書若しくは月事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、甲に対して報告又は口頭により説明するものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

- 第22条 甲は、事業報告書及び月事業報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況やこれらの業務にかかる管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 3 前条及び本条第1項による確認の結果、乙による業務実施が業務仕様書その他の甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して、業務の改善を勧告するものとする。
- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料

(指定管理料の支払い)

- 第23条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。
- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料は、次の額を上限とし、別途各年度協定において甲乙協議のうえ定めるものとする。

対象年度	指定管理料の額
令和5年度	円
令和6年度	円
令和7年度	円
令和8年度	円
令和9年度	円

- 3 乙は、指定管理料を他の事業で利用する口座とは別の口座で管理するものとする。
- 4 乙は、毎月末日から10日以内に、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の変更)

- 第24条 甲及び乙は、やむを得ない事由により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。
- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第25条 乙は、故意又は過失により管理施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第26条 本業務及び自主事業の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第27条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、建物災害共済(火災・落雷等)とする。

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、施設賠償責任保険とする。

3 乙は、指定期間の初日までに、甲に対し、前項の保険契約の保険証券その他その内容を証する書面の原本を提示した上で、その写しを提出しなければならない。保険契約を更新し、又は変更した場合も、同様とする。

(不可抗力発生時の対応)

第28条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第29条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで、乙との協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第30条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務及び自主事業の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第31条 乙は、指定期間の終了に際し、甲又は次期指定管理者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。この場合、引継ぎ等にかかる費用は、すべて乙が負担するものとする。

2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲又は次期指定管理者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第32条 乙は、指定期間の終了までに、管理物件内に乙又は第13条に基づき乙が本業務若しくは自主事業の一部を委託した第三者が所有若しくは管理する備品等(第19条第1項の規定により乙が自己の費用により購入又は調達した備品等を含む。)があるときは、乙は自己の責任及び費用により当該物品等を直ちに撤去し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品の扱い)

第33条 指定期間の終了に際し、別紙2に定める備品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(乙の構成員の変更)

第34条 乙は、やむを得ない事由によりその構成員を変更しようとする場合、甲に対して構成員の変更を申し出るものとする。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(甲による指定の取消し)

第35条 甲は、条例第15条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (4) 甲の責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき
- (5) 募集要項の応募資格の欠格事項に該当したとき
- (6) その他甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前に以下の事項を乙に通知する。

- (1) 指定取消しの理由
- (2) 指定取消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務及び自主事業の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失又は増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消し)

第36条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。）
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第37条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務及び自主事業の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しがなされた場合の指定管理料は、月額指定管理料を日割計算により精算し、甲乙双方とも相手方に損害賠償等を請求することはできない。

(指定期間終了時の取扱い)

第38条 第31条から第33条までの規定は、前3条の規定により指定期間が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(協定保証金)

第39条 乙は、本協定の締結にあたり、指定管理料（指定期間が複数年度にわたる場合は、初年度に支払われるべき指定管理料とする。）の100分の10以上の額の協定保証金を納付しなければならない。この場合、納付した協定保証金には利息は付さないものとする。

2 甲は、組合管理者が認めたとき又は乙が保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、協定保証金の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理の取消しによる違約金等)

第40条 乙は、第35条第1項各号の規定により甲が乙の指定を取り消した場合、指定管理料（指定期間が複数年度にわたる場合は、初年度に支払われるべき指定管理料とする。）の100分の10の額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙が甲に協定保証金を納付しているときは、甲は当該協定保証金をもって前項の違約金に充当する。

3 乙は、第35条第1項各号の規定により甲が乙の指定を取り消したことに起因して甲が被った損害額が第1項の違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

(協定保証金の返還)

第41条 乙は、次の各号のいずれかに該当した場合、協定保証金の返還請求をすることができる。

(1) 指定期間が満了した場合

(2) 第36条により指定が取り消された場合

2 甲は、前項により乙から協定保証金請求書を受領したときは、30日以内に支払わなければならない。

(相殺)

第42条 乙は、協定書等に関して損害賠償金その他甲に対する金銭債務が発生した場合、乙が甲に対して有する金銭債権との間で相殺されることを予め承諾する。

2 乙が第35条第1項第5号に該当したときは、乙が甲に対して有するすべての金銭債務は直ちに期限の利益を失うものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第43条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(請求、通知等の様式その他)

第44条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

（協定の変更）

第45条 本業務及び自主事業に関し、これらの業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

（解 釈）

第46条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義についての協議）

第47条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第48条 本協定に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲・乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇〇年〇月〇〇日

所在地 埼玉県ふじみ野市大井中央一丁目1番地19号
甲) 名 称 入間東部地区事務組合
管理者 林 伊 佐 雄 印

所在地
乙) 名 称
代表者 印

別紙1 用語の定義

- 1 「各年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- 2 「業務仕様書」とは、入間東部広域斎場しののめの里指定管理者募集要項に示された本業務にかかる「入間東部広域斎場しののめの里指定管理者業務仕様書」のことをいう。
- 3 「自主事業」とは、業務仕様書第6 1 (5)に規定される売店運営業務及びその他の業務をいう。
- 4 「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
- 5 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務実施の対価をいう。
- 6 「使用料」とは、管理施設の利用の対価として支払われる施設使用料のことをいう。
- 7 「事業計画提案書」とは、入間東部広域斎場の指定管理者の公募にあたり、乙が甲に提出した書類のうち、本事業に関する事業計画提案のことをいう。
- 8 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）等の災害で、甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減や、上記天災、人災によらない施設の損傷等は、不可抗力に含まないものとする。
- 9 「法令」とは、すべての法律、政令、省令、条例、規則等、正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
- 10 「募集要項」とは、入間東部広域斎場しののめの里指定管理者募集要項のことをいう。
- 11 「募集要項等」とは、募集要項、業務仕様書及びそれらにかかる質問回答のことをいう。

別紙2 管理物件

1 管理施設

- ・ 入間東部広域斎場火葬棟
- ・ 入間東部広域斎場待合棟
- ・ 入間東部広域斎場式場棟
- ・ 駐車場
- ・ 調整池
- ・ その他敷地内の外構及び植栽

2 備品

- ・ 入間東部広域斎場管理用備品

別紙3 リスク分担

○印が付されている者が、自らの責任と費用において次に掲げる業務を実施するものとする。

種 類	内 容	組 合	指 定 管 理 者
管理施設の修繕 (不可抗力によらないもの)	経年劣化による損傷の修繕（1件300千円以下(消費税抜き)のもの)で、年度内負担額が2,000千円(消費税抜き)以内の場合		○
	経年劣化による損傷の修繕（1件300千円以下(消費税抜き)のもの)で、年度内負担額が2,000千円(消費税抜き)を超える場合	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕（1件300千円以下(消費税抜き)のもの)で、年度内負担額が2,000千円(消費税抜き)以内の場合		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕を超えるもの（1件300千円以下(消費税抜き)のもの)で、年度内負担額が2,000千円(消費税抜き)を超える場合	○	
管理施設の改造、増築、改築、移設	—	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加への対応		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加への対応		○
需要の変動	利用者の変動に伴う収入の減少又は費用の増加への対応		○
周辺地域・住民及び施設利用者の苦情対応	—		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応		○
税制度への対応	施設管理、運営に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応		○